

国民健康保険の加入手続きについて

- ◆ 加入の手続きは、社会保険等の資格喪失後14日以内に行ってください。
- ◆ 14日を過ぎて手続きされた場合は、保険給付は届出日からしか受けられなくなりますのでご注意ください。(保険税は、国保資格取得日の属する月分から納めていただきます。)
- ◆ 加入の手続きに必要なもの
(持参して頂くもの)
 - ・健康保険資格喪失証明書
 - ・顔写真付身分証明書
- ◆ 下記の医療証をお持ちの場合は、一緒に持参してください。
 - ・子ども医療証
 - ・重度障がい者医療証
 - ・ひとり親家庭等医療証

鞍手町記入欄 令和 年 月 日

事業所記入欄

健康保険等資格取得喪失証明書

事業所名

被保険者(組合員)

被保険者(組合員)

記号		番号	
住所			

氏名	続柄	性別	生年月日	資格取得年月日		
				資格喪失年月日		
被保険者		男・女	昭・平・令 ・	・		
				・		
被扶養者		男・女	昭・平・令 ・	・		
				・		
				男・女	昭・平・令 ・	・
						・
						・
男・女	昭・平・令 ・	・				
		・				

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

保険者 所在地
(又は、事業所) 名称
電話
代表者

印

(注) 資格喪失年月日は退職した日の翌日となります。